

平成 27 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 函研エルミック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 朝倉 尉  
(コード番号 4 7 7 0 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 江口 慎一  
(TEL 0 4 5 - 6 2 4 - 8 1 1 1)

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日付で施行されることを踏まえ、本日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせいたします。

なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

### 記

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図る。

取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務遂行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報、文書につき、当社の社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有する。

代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進める。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとする。  
取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理する。
2. 内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。

3. コンプライアンス体制の万全を期するため、顧問弁護士事務所を内部通報窓口を選定し、その責任者は通報があった場合、適宜取締役会及び監査役会に報告して、違法・不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システムを担保する。また、内部通報制度規程を制定し、社内に関示することで、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行う。

#### (6) 当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 親会社の企業理念・指針は、当社においてもこれを共有・実践する。
2. 当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備・運用し、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告する。
3. 親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保する。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役が必要と認めた場合、監査役の職務を補助するための監査役補助者を置くこととする。
2. 監査役補助者は、その職務に関しては、取締役等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査役会の同意を得ることとする。
3. 監査役補助者は、監査役との連携を密にし、監査役の指示に従いその職務を行う。

#### (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、職務遂行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。
2. 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査役に報告する。
3. 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

#### (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1. 常勤監査役は、取締役との連携を密にし、意思の疎通を図る。
2. 監査役は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、その連携を密にする。

以上

#### <参考>

同日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は本日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の当社第38回定時株主総会において承認されることを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしました。

つきましては、当社第38回定時株主総会において承認された場合は、「内部統制システム構築の基本方針」につきましても、改めて改定を予定しております。